

## 第 1 1 回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水) 午後 1 時から
- 2 場 所 流山市役所第 2 庁舎 3 階 3 0 4 会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、田中委員、山本委員、川上委員  
神田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 題
  - (1) 補助金等に対する評価について
  - (2) その他
- 8 配付資料
  - (1) ヒアリング補助金等 3 9 件に対する評価一覧 (別紙 1)
  - (2) 書面審査補助金等 5 0 件に対する評価一覧 (別紙 2)
  - (3) 答申 (案)

開 議 1 3 時 0 0 分

(山口会長)

ただいまから第 1 1 回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席、全員ですので、会議は成立していることをご報告します。

なお、あらかじめご報告申し上げますが、流山市では、審議会等の会議は原則公開としておりますことから、本審議会も公開といたしますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日、財政部長及び財政調整課長は、議会の関係により出席出来ませんのでよろしくをお願いします。

本日の配付資料は、A3の「ヒアリング補助金等39件に対する評価一覧（別紙1）」が11ページから18ページまで、19ページから「書面審査補助金等50件に対する評価一覧（別紙2）」で26ページまでのものと、A4の「答申（案）」です。

本日の配付資料については以上です。

（山口会長）

早速、議題1補助金等に対する評価について、始めたいと思います。

先ず、前は農業関係を除いての評価を行いましたので、今回は農業関係を中心に別表1の評価一覧の確定をしたいと思います。

また、前回配付した資料（別表1、別表2）に一部訂正がありましたので本日の配付のもので修正しております。

15ページ77番の26年度評価BをAに訂正し、21ページ61番のコメント欄に長期補助事業を加えました。

次に、答申案については本日お持ち帰りいただき、次回の審議会で意見等いただきたいと思います。

それでは、別表1の18ページをお開きください。

農業関係については全体的なコメントをしたいということで、まとめましたので先にこの部分を読み上げます。

「本市の農業関係諸事業は、平成29年度においても、先に示された「流山市農業振興基本指針」（以下「指針」という。）に基づき実施されているものと理解する。したがって、関係補助金等についても、指針で謳っている「課題への対応（①減少を続ける経営耕地と不耕作地への対応②農業就業人口の減少・高齢化と後継者不足への対応③農住混在化に配慮した安定的な営農活動④市民の農業への理解と協力⑤国策への対応等）」に沿った内容で実施されるものと理解できることから、現時点においてはすべての事業についてその必要性自体は認めることとし、各事業ごとに「審査判断基準」に基づき審査・評価を行った。その結果、いずれの事業も「妥当」若しくは「おおむね妥当」との評価としたが、指針が改定され三年が経過しているにもかかわらず、指針が目指す本市農業のあり方への道程が今一つ見えない感がある。つまり指針で掲げている上記五項目への対応状況について、実行プラン等で見ると従来事業域から脱することなく継続実施していると思われる内容のものが多くに見られ、説明においても必要性は強調されるものの、その殆どが目立った方針・方策等が示されておらず、補助効果もいま一つ見えない感がある。さらには、積算根拠を含め事業内容等の見直し等が見られないことから、多くの事業に固定化・既得権化の兆しが出てきていることも懸念される。例えば、おおむね妥当としたNo.63「保全管理水田維持管理事業奨励金」では、保全管理意識が高く自己管理している所有者と市に依存が見られる所有者等とでは公平性の観点からの検討があつてしかるべきことや、妥当としたNo.68「農用地有効活用事業奨励金」についても、指針の「現状と課題」によると「当該制度を知らない」との回答が多くあるにもかかわらず、その対応策についての

検討が見られないなど、各事業の多くに指針が目指す対応策等が見えない感がある。

本審議会としては、少なくとも指針で謳っている①～⑤について、その対応方針等を逐次具体的に示すことが、上記「課題への対応」の④市民の農業への理解と協力にも繋がるものとする。農業政策には国の法令上の制約もあり、加えて、大都市近郊であるが故の本市農業の厳しさ等から、「既存農業の現状維持を目的とした経済的支援」を市に求める農業者の声が多くあることも承知するが、事業経営である以上、自立が基本である。まずは、農住混在地域にある本市農業の特色を活かした農業経営の構築等により自立化に向けた自助努力を行い、補助は必要最低限のものとなるよう関係機関を含めたより一層の尽力に期待するものである。」ということで、農業関係全般に対するコメントとしました。

このような評価をしたうえで、13ページからの個別事業のコメントに入ります。

まず、「農林水産業の振興に関する補助金（保全管理水田維持管理事業奨励金）」は、A評価とし、コメントとしては、「目的から事業自体はやむを得ないものとしておおむね妥当とするが、固定化、既得権化している感もある。農地の処分に諸制約があることは理解するが、私有地の管理は自前で行うべきものである。公平性の観点からの検討が必要である。」としました。

次の、「農林水産業の振興に関する補助（高生産推進事業費）」は、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、従来の事業域から変化がみられず、むしろ既得権化している感すらある。積算根拠がもたらす都市農業振興への効果等を具体的に開示することを要望する。」としました。

次の、「農林水産業の振興に関する補助金（青果物価格安定対策事業費）」も、B評価とし、コメントとしては、「事業目的からおおむね妥当とするが、固定化、既得権化してきている感があることを指摘する。」としました。

次の、「農林水産業の振興に関する補助金（都市農業振興促進事業費）」も、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、葱・苺に特化していることは他の作物との不公平感がある。また、観光農園といった新たな展開も見られるが、内容的には依然として従前の域を脱していない感がある。事業の推進に当たっては、都市農業としての方向性を見定め、近隣都市の農産物との差別化を図った本市独特のブランド化した農産物の育成及び農業法人の育成等さらなる具体的成果に期待する。」としました。

次の、「農林水産業の振興に関する補助金（農用地有効活用事業奨励金）」は、A評価とし、コメントとしては、「事業目的から妥当とするが、やや固定化、既得権化の感もある。本事業推進には市当局の関与・指導が必要。制度の周知徹底を図り、遊休農地のさらなる有効活用に向けた事業推進に期待する。」としました。

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者連絡協議会）」は、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、積算根拠が不明瞭であり、固定化・既得権化の感もある。積算根拠の明示と具体的効果等についての開示を要望する。」としました。

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（エコ農業推進事業）」も、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、積算根拠（堆肥）がもたらす具体的効果等についての開示を要望する。」としました。

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消推進事業）」も、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、積算単価に固定化が見られることから既得権化の感もある。契約単価の見直し・給食導入回数の見直しなどを含め補助事業のあり方について引き続きの検討を要望する。」としました。

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者支援事業）」も、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、認定農業者といえども公平性の観点から資材の調達等は自力で行うことが基本であるといわざるを得ない。したがって、公平性の観点からも積算根拠（資材補助）に基づく成果等について具体的に開示することを要望する。」としました。

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（流山市園芸団体連合会）」も、B評価とし、コメントとしては、「おおむね妥当とするが、積算根拠と事業目的・成果との関連性が不明である。積算内訳をより具体的に明示することを要望する。」としました。

次に、「土地改良施設維持管理費補助金」は、A評価とし、コメントとしては、「事業目的から妥当とするが、長期補助事業となっていることを指摘する。」としました。

農業関係については、以上のように整理させていただきましたが何かご意見があればお願いいたします。

特に無いようですのでこのようにまとめさせていただきます。

次に、答申案について、本日の会議時間がまだありますので、私から概要について少し説明させていただきます。

まず、「はじめに」の部分です。

多くの自治体において人口減少が進行している中、流山市は、平成15年から市が推進した「子育て世代の共働き夫婦」をターゲットとしたマーケティング戦略と、平成17年8月の「首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス」の開業効果等が相俟って、常住人口が平成19年4月時点の約155千人から平成29年4月には約182千人と、この10年間で実に約27千人増加し、さらに今なお増加が続いている状況にあります。しかも転入者の多くが30歳～40歳台の若年層世代が中心となっていることから、今後さらなる活性化が期待される自治体の一つといえます。

しかし、その一方で、常住人口の増加は本市の財政運営にも大きく影響することとなり、特に各種の福祉関係費用は住民増に比例して増加することは必至となってまいります。例えていえば、転入された若年層の方々の多くが子育て世代であることは、必然的に保育施策をはじめとした子育て支援施策の一層の拡充・強化が求められることとなりますが、これはその最たるものといえましょう。また、一方で高齢化の波は止まることなく、その関連経費等が増加の一途を辿ることも避けられません。

その中において本市が従来から実施している各種福祉関係施策（保育・子育て支援、高齢者・障害者支援等々）をはじめとした市民サービスをいかに逆行させることなく

継続して実施することができるかが今後の大きな課題となってまいりますが、いうまでもなく財源には限りがあります。この両立する課題への対応には、歳入、歳出全般にわたっての改革・改善しかなく、特に歳出面では、全市的に事務事業の見直しを進め、限られた財源を社会経済情勢に即した新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要となります。当然のことながら、その中には市民生活支援に繋がる多くの補助金等も含まれますが、これとて聖域を設けることなく見直しを進めることが求められます。

今般、流山市補助金等審議会（以下、「本審議会」という。）に対して、流山市長から、「平成29年度補助金等の適正化について」諮問がありました。

平成29年6月2日付けをもって流山市長から新たに委嘱（任期；平成29年6月2日～平成32年6月1日）を受けた本審議会委員7名は、この諮問に対し、市関係部局が作成した平成27年度から平成29年度を内容とする「補助金等適正化実行プラン」（以下、「実行プラン」という。）及び附属説明資料等を基に、市の各関係部局から説明を聴取・質疑等を行い、これを検討し、加えてこれまでの本審議会の審議経緯等を参考にして審査・評価を行いました。

その内容について、以下のとおり答申いたします。としました。

次に、「補助金等の現状」として、

流山市における「一般会計予算額」及び「補助金等予算額」のこの10年間の推移を表にまとめ、(1)の表では、各年度の補助金等の件数や予算額に占める割合などを記載し、(2)の表では、補助金等予算額を「市単独補助金等」と「国・県補助金等」に分けた10年間の推移、(3)の表では、「経過年数別内訳」及び(4)の表では、「予算規模別内訳」について記載しています。

2の「審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等」として、(1) 審査対象補助金等では、平成29年度補助金等126件（一般会計120件、特別会計6件）中、国・県の補助金等（37件）については国の法令等に基づく義務的経費等でもあることから審査対象外とし、流山市単独補助金等89件を対象として審査・評価することとしました。ただし、この中の「政務活動費」については、「市議会の議論に委ねる」としたことから、これを審査対象から除き、結果として市単独補助金等については88件（一般会計86件、特別会計2件）について審査・評価を行いました。

なお、審査対象とした本市単独補助金等のうち、審査を行う上で、実行プランの内容等について担当部局へ確認等をする必要があると判断したものを「ヒアリング対象補助金等」（以下、「ヒアリング補助金等」という。）に、それ以外を「ヒアリング対象外補助金等」（以下、「書面審査補助金等」という。）として、それぞれ審査いたしました。

次に、(2) 審査日程については表記のとおりで、9月28日を市長への答申としております。

(3) 判断基準及び総合評価区分については、前回の時と変えておりません。

次の、3「審査対象補助金等の審査結果」については、A評価が58件、B評価が

28件、C評価が2件、D評価が0件、その他（評価対象から除外したもの）1件とし、個別補助金等に係る評価内容については、「別表1」（「ヒアリング補助金等」に対する評価一覧）及び「別表2」（「書面審査補助金等」に対する評価一覧）のとおりとなっています。

次に、4「補助金等のあり方及び本市補助金等の改善点について」は、(1) 補助金等のあり方についてとして

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金等は、市が特定の事業活動に対し、公益上の必要性を認めた場合に支出するものであります。

つまり補助金等の交付には、「公益性」があることが絶対的な条件となりますが、これに加え、補助の必要性・妥当性・公平性・有効性等の観点からの判断も求められることとなります。

本審議会が審査・評価に当たっての「審査五項目の判断基準（2の（3）①参照）」（以下、「審査判断基準」という。）は概ねこれに沿っているものと思いますが、目を転じて、市政改革に取り組み、その中で補助金等の見直しの議論が行われている他の多くの自治体を見ましても、その内容は本市とほぼ同様のものとなっています。つまり補助金等のあり方としての基本的な考え方は概ね全国的にも共通したものとなっていることがいえます。

「(2) 本市補助金等の改善点について」として

個別補助金等に係る本審議会の評価及び意見（コメント）は、「別表1」及び「別表2」に記載のとおりですが、一方で本市補助金等を総体的に見ますと常態化し、長期・固定化、既得権化していると思われるものが少なからず見られます。前記(1)のとおり補助とは、あくまでも公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、そこには妥当性や公平性等があることが大原則であります。したがって本市補助金等の執行等に当たっては審査判断基準に沿った適正さが求められることは言を俟ちません。

この観点からみますと、審査判断基準の一つである「公益性」の中の「市の政策目的と合致しているか。」という点については、本市の各事業は条例により、「市が行う政策は総合計画に根拠を置かなければならない。」とされていることから、当然のことながら本市補助金等もすべて市の定める当該計画に基づき予算化され、執行されているものと理解でき、まさに、「市の政策目的に合致」しているものと判断することができます。しかしながら、この点を除いた審査判断基準により本市補助金等を全般的に見ますと、その多くに以下のとおりの改善・検討すべき課題が見られます。

該当する補助金等にあっては早急な改善・検討を要望するとともに、それ以外の補助金等にあっても適正化に向けた不断の改善・検討に期待します。

#### ① 長期補助金等への対応

平成29年度で20年以上の長期補助金等は、全体では126件中57件（約4

5%)ありますが、これを市単独補助金等で見ますと89件中51件(約57%)と実に半数以上が20年を超えている状況にあります。(1-(3)参照)

平成26年10月1日付けの本審議会答申でも指摘がありますが、補助金等に限らず、すべての事務事業の長期化は、固定化、既得権化、マンネリ化感が出てまいります。

本市補助金等には、補助金等の交付期間を定めているものも一部にありますが、基本的に終期の設定等はありません。このことが直接の原因とまでは申しませんが、特に長期化している補助金等の中には事業内容や補助単価等の見直しが見られないものも多く、これが漫然とした支出とも受け止められ、結果として固定化あるいは既得権化と見られるものが少なからず見受けられます。

長期化している補助金等のすべてを問題視しませんが、補助金等の交付に当たっては、目的、経費の使途、具体的効果等について一定期間ごとに点検・検証され、場合によっては終期を設定するなどの改善・検討が必要だと思われまます。

## ② 特定の団体等に対する補助への対応

特定の団体等への補助も多くみられますが、特にこれが長期化している場合においては公平性の視点からも再検討が必要です。いったん補助の原点に立ち返り、現時点においても当該団体等への補助で問題はないか、何故当該団体等への補助であるのかについて個別に点検・検証することが必要だと思います。なぜならば、今や各分野において様々な団体(NPO法人等)が活動しています。事業内容如何では透明性を確保する観点からも公募制の導入を検討することも必要だと思います。

また、補助に当たっては、自主・自立を基本に、まずは自助努力による財源確保を求め、補助金は必要最小限のものとなるよう努めていただきたいと思います。

なお、中には法人等が行う行政代行的事業に対する補助がありますが、事業内容如何では費用対効果を勘案の上、委託方式へ代えることへの検討も必要だと思います。

## ③ 各種イベント事業に対する補助への対応

各種のイベント的的事业に対する補助については、前記②と同様に、何故現在の交付先なのかについて個別に点検・検証され、事業内容如何では公募制の導入を検討することも必要だと思います。

また、かかる事業については、まずは自主財源の確保に努めることを最優先とし、補助は必要最小限のものとなるよう主催者等に対し指導されることを求めます。

## ④ 補助金額の積算基準(員数・単価等)の見直し

補助額が長期間固定し、積算根拠となる員数・単価に見直しが見られないものや補助事業費目が明確であるにもかかわらず、積算単価を一括りにしていることからその妥当性が判然としないものなどが少なからず見受けられます。このことが漫然とした支出ともなり、補助の長期・固定化、既得権化となる一因となりかねません。員数・単価の見直しがないものや見直しから相当期間を経過しているものはもちろんのこと、多くの事業費目を一括りにした積算単価としている補助金等にあつては、早急に積算基準(員数・単価等)を見直し、その妥当性等についての検証を求めます。

#### ⑤少額補助金等及び高額補助金等への対応

平成29年度補助金等予算で50万円以下の補助金等が市単独補助金等で28件(約31%)あります。(1-(4)参照)

特に、少額で長期化している補助金等はややもすれば固定化し、既得権化につながりかねません。もちろん、少額であっても必要性や有効性が高い補助金等もあることから、金額の多寡で一律に論ずることは適切ではありませんが、少額補助金等については、継続する必要性や補助の妥当性について常に点検・検証が必要だと思います。

なお、その反面、高額補助金等(1-(4)参照)がありますが、こちらは概して補助対象者数等が大きく、員数・単価次第ではさらに過大となっていく可能性が強い補助金等であります。対象補助金等それぞれについて常に費用対効果、補助単価等の点検・検証が必要だと思います。

#### ⑥国・県補助金等への対応

国・県補助金等については審査・評価の対象外としましたが、評価自体は行わないものの、特に金額が大きく、かつ市の負担額が大きいもの等(4件)について事業内容等の説明を聴取いたしました。また、そのほかの国・県補助金等について実行プランによりその内容を見てもみると、本市の国・県補助金等には国・県が定めている補助率を超えて市が負担している、いわゆる上乗せ補助が一部に見られます。

急速な高齢化、少子化の進展等から、今後とも国から事実上義務付けられた補助事業は年々増加するものと思われます。負担割合如何では、平成26年10月1日付けの本審議会答申でも指摘しているとおり、市の財政運営、とりわけ本市が独自に行っている行政サービス等にも大きな影響を及ぼしかねないことを危惧するものです。

したがって、現在の上乗せ補助についてはその妥当性を検証されるとともに、今後においては、余程の合理的理由がない限り市の負担は国・県が定める負担割合を原則とし、上乗せ補助はできるだけ行わないよう慎重に検討すべきものと思います。

最後に「おわりに」として

本市の一般会計予算額及び補助金等予算額の推移を、本市人口の増加が続いているこの10年間(平成20年度～平成29年度)で見ますと、冒頭に述べたようにいずれもほぼ毎年度増加してきています。これを平成29年度と平成20年度で単純に比較しますと、一般会計予算額全体の伸び(約36%増)にも大きいものがありますが、補助金等予算額だけを見ますとその伸び率はさらに大きく、実に約2.7倍もの急激な増加となっていることが分かります。(1-(1)参照)

ただ、この補助金等予算額を、市単独補助金等と国・県補助金等に分けてその推移を見てみますと、毎年度の増額の殆どは国・県補助金等となっており、市単独補助金等は比較的平均した予算額で推移していることが分かります。平成29年度市単独補助金等が増額となっていますが、1で述べたように、継続する経常的補助金等について見ると、前年度に比べむしろ減額された予算額となっています。(1-(2)参照)

このことは、本市が平成16年度以降、補助金制度の見直しを行い、「補助金等適正化システム」を構築し、これに基づき毎年度「実行プラン」を策定、すべての補助



金等については定期的（3年ごと）に、予算要求に当たり新規・増額等を行う補助金等にあつては毎年度本審議会の意見を求めていることなどが不断の検討・精査にも繋がりが、これが結果として市単独補助金等の推移に現れているものと思われま

す。今回の審査・評価も、この「実行プラン」等を基に行いましたが、その内容を見ますと、従前に比べ、本審議会がこれまで具申した意見等への対応状況が記述されており、また、2の(3)①で示す審査判断基準への対応についても資料等を別途整備のう

え説明をされる部局等が多くなり、補助金等の適正化に向けた意識が全市的に見られるようになってきているといえます。ただ、あえて苦言を申せば、補助単価等に見直しが見られないものや積算根拠に妥当性が乏しく工夫を要するもの、過去の実績・成果等についての記載が不十分なもの、さらに申せば、本審議会の指摘・要望に対する改善方策が見えず、説明も必要性だけの強調に止まっているものなどが依然として一部にあります。当該補助金等については個別に意見としても付記していますので早急な改善・検討を求めます。

市が行う補助金等の財源は、その殆どが市民が納付した貴重な市税であることは言を俟ちません。今回の本審議会の意見・要望等はもとより、これまでに本審議会が行った意見等についても十分に検討され、さらなる補助金等の適正交付に努められることを切望いたします。

以上のようにまとめさせていただきましたので、一旦お持ち帰りいただいて次回にご意見等いただければと思います。

最後に事務局から何かありますか。

(事務局)

答申案については、本日お配りしたものを次回も使いますのでご持参ください。

(山口会長)

これをもちまして、本日の会議は終了とします。

ありがとうございました。

閉 議 14時00分

流山市補助金等審議会  
会長 山口 今朝勝